

一、從業ノ賃銀ニテ勤時間ハ八時間トセラレ夕シ(承認ス)

一、残業ノ場合ハ一時間ニ付五分ヲ増サレ夕シ(承認ス)

一、年二回ノ昇給セラレ夕シ但シ昇給ノ場合ハ最底五階トセラレ夕シ(承認ス)

一、退職手當ノ制定(拒絶)

一、月二回ノ公休以外ノ休業ニ対シテハ日給支給(拒絶)

一、労働組合加盟ノ自由(承認ス)

一、此紛議ニ対スル諸費用ノ負担(未定)

以上括内ノ如ク回答アリタルカ從業側ハ入山ニ對スル手當僅

少ナリトテ不辦ニ終リ午後五時三十分退去セリ

二、事業主側ノ状況

代表社員小宮山ハ大阪地方ニ旅行約一週間帯在シ本月十二日

歸京セリ

三、労働者側

被解雇者二名ハ總合労働陣井専次郎等ト対策中ナルガ特異ノ

行動ナシ

四、解決状況

五月十二日午後三時頃總合労働陣井専次郎田中稔被解雇者入

山銀次郎ノ三名ハ工場事務所ニ代表社員小宮山磯治ト會見交

渉ノ結果別紙書シ交換午後七時三十分圓滿解決セリ

右及申(通)報候也